

令和8年度  
光市一般廃棄物処理実施計画

令和8年3月

光 市

# 目 次

## 第1章 計画策定の基本的事項

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第2章 ごみ処理実施計画

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 収集運搬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 中間処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 最終処分計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 5 計画期間内の重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 市民・事業者・行政の協働体制の確立・・・・・・・・ 23

## 第3章 生活排水処理実施計画

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 生活排水処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画・・・・・・・・・・・・・・ 26

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の背景と目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動は、豊かさや快適さをもたらしましたが、一方で環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、地球温暖化、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

こうしたことから、国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負担をできる限り低減する「循環型社会」の形成を目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定して、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成30年6月には、「第4次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化や万全な災害廃棄物処理体制の構築等、内容の充実・強化が図られたところです。

こうした中、本市では、平成20年4月に、中間処理施設である周南東部環境施設組合リサイクルセンター「エコぱーく」の供用を開始し、3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備、市民、事業者の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減を実現しました。

また、平成29年3月に策定した「第2次光市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、今後もさらなるごみの減量化・再資源化及びリデュース・リユースの取組強化等、適正なごみ処理を推進し、循環型社会の形成を構築していくための施策を展開していくこととしています。

本実施計画は、このような国、県、また本市の状況を踏まえ、基本計画を効率的かつ効果的に実行していくために、令和8年度に実施する施策等を明らかにするものです。



周南東部環境施設組合 リサイクルセンター「エコぱーく」

## 2 計画の位置付け

光市一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条の3の規定により、令和8年度の一般廃棄物処理に係る具体的な計画を定めるものです。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

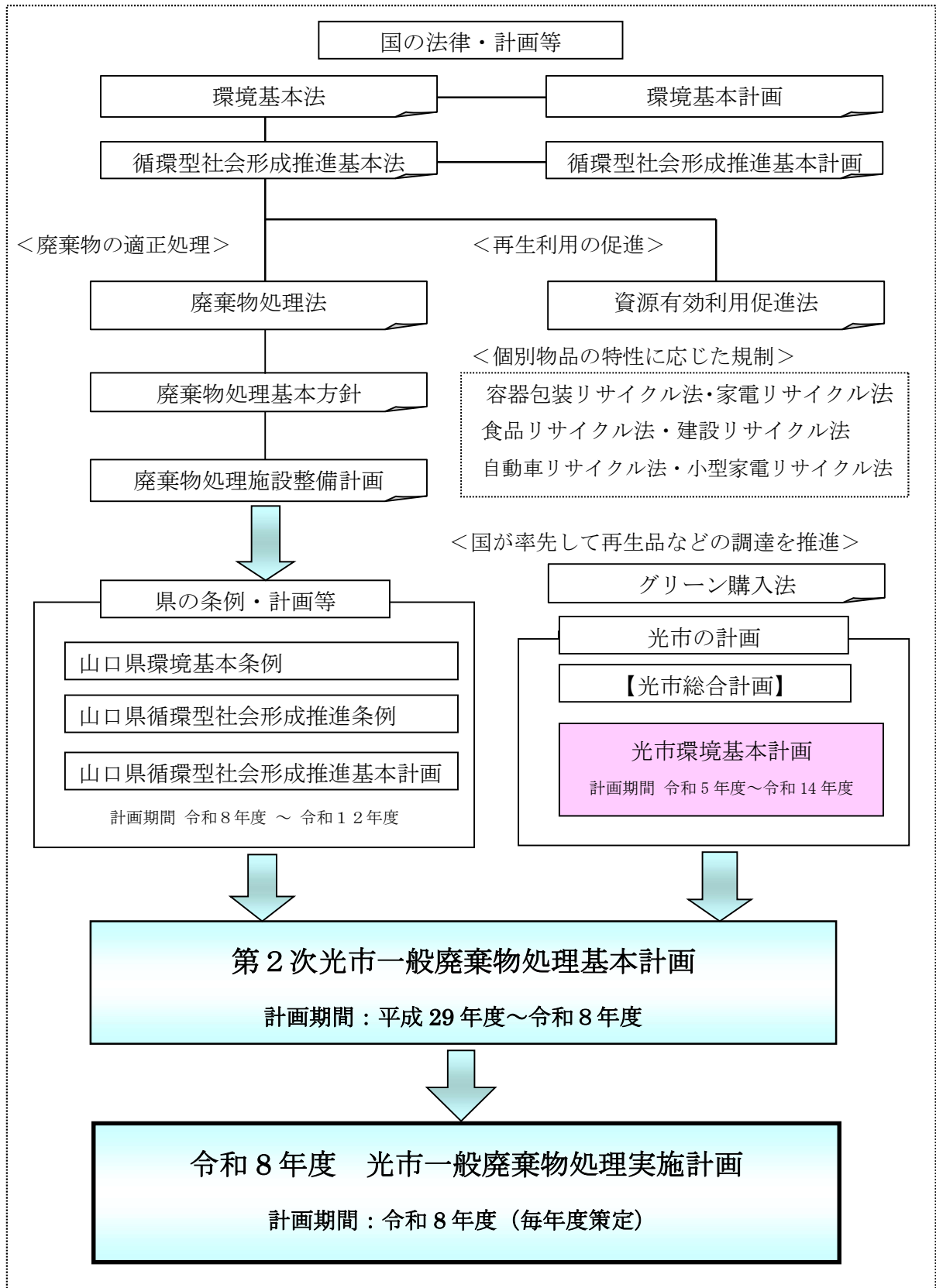
3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。



## 第2章 ごみ処理実施計画

### 1 基本方針

第3次光市総合計画の目指すまちの姿である「ゆたかな社会～人が輝き やさしさつながる 幸せ創造都市 ひかり～」、また第2次光市一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「人と自然が共生する 循環型社会推進都市 ひかり」を実現するために、基本計画と同様、「ごみの発生・排出抑制の推進」、「ごみの再資源化の推進」、「ごみの適正処理の推進」を基本方針とし、各種施策を展開します。

ゆたかな社会～人が輝き やさしさつながる 幸せ創造都市 ひかり～

第3次光市総合計画の目指すまちの姿

人と自然がゆたかに調和する 持続可能な環境都市 ひかり

第3次光市環境基本計画の目指すべき環境像

人と自然が共生する  
循環型社会推進都市 ひかり

**【基本方針1】**

ごみの発生・排出抑制の推進

**【基本方針2】**

ごみの再資源化の推進

**【基本方針3】**

ごみの適正処理の推進

## 2 収集運搬計画

本市では、行政区域の全域を計画処理区域として、ごみの収集処理を行います。

なお、収集にあたっては、光地域と大和地域の地域特性に配慮し、ごみの発生・排出抑制、再資源化、また適正処理を効率的に推進するために、引き続き、14 分別を実施します。

### 1 計画処理区域

光市全域を計画処理区域とします。

### 2 収集を行う廃棄物

廃棄物処理法第2条に規定する一般廃棄物のうち固形状の廃棄物の収集を行います。

### 3 収集の方法等

- (1) 「可燃ごみ」は、原則、半透明の指定袋での排出とし、収集方法は、光地域はボックス化の推進を図りながら戸別収集とボックス収集の併用、大和地域はステーション収集を行います。
- (2) 「可燃粗大ごみ」は、原則、1m×1m×20cm 以内に分解して排出することとし、収集方法はステーション収集を行います。
- (3) 新聞、雑誌、段ボールなどの「古紙類」はそれぞれの種類ごとにひもで縛り、雑がみはひもで縛るか紙袋や段ボールに入れて排出することとし、収集方法はステーション収集を行います。
- (4) 「古布類」は、ひもで縛って排出することとし、収集方法はステーション収集を行います。
- (5) 「びん・缶類」、「金属類」、「ペットボトル」、「小型家電製品」は、原則、緑色の指定袋での排出とし、収集方法はステーション収集を行います。

- (6) 「容器・包装用プラスチック類」は、原則、黄色の指定袋での排出とし、収集方法はステーション収集を行います。
- (7) 「その他プラスチック類」は、原則、青色の指定袋での排出とし、収集方法はステーション収集を行います。
- (8) 「陶磁器・ガラス・ゴム類」は、原則、赤色の指定袋での排出とし、収集方法はステーション収集を行います。
- (9) 収集日以外の日に出されたごみや分別されていないごみ、また分解を要するごみのごみステーションに出されていた場合は、「違反ごみシール」を貼付し排出者に注意を促します。
- (10) 市の処理場では、処理が困難である「適正処理困難ごみ」や「家電リサイクル法に基づく家電製品」、また、資源有効利用促進法に基づく「パソコン」については自己処理とし、ごみステーションに出されていた場合は「違反ごみシール」を貼付し排出者に注意を促します。
- (11) 事業系一般廃棄物については、原則、収集を行いません。また、過去から収集している事業系一般廃棄物は、許可業者へ依頼するか自己処理を行うよう継続して指導を行います。
- (12) 分解や排出が困難な粗大ごみ等については、随時、希望者から申込みを受け、有料で戸別収集を行います。

分別区分（令和8年3月現在）

分別区分		ごみの種類	排出方法	
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、繊維くず、少量の落葉、革靴、スニーカー、革製品等	可燃ごみ指定袋（半透明）	
可燃粗大ごみ		木製家具類、剪定枝、布団、寝具・敷物類等	1m×1m×20cm以内に分解 剪定枝等はひもで結束 ※戸別収集（予約制）	
古紙類	新聞類	新聞、広告	ひもで結束	
	雑誌類	雑誌類	雑誌、パンフレット、牛乳パック	ひもで結束
		雑がみ	紙製箱類等の雑がみ	ひもで結束するか、紙袋または段ボールに入れて排出
	段ボール	段ボール	ひもで結束	
古布類		衣類	ひもで結束	
びん・缶類		飲食用のびん・缶、飲み菓のびん、化粧品のびん	資源ごみ指定袋（緑色）	
金属類		金属製品・自転車・スプレー缶	資源ごみ指定袋（緑色） ※指定袋に入らない物はそのまま排出	
ペットボトル		リサイクルマークが付いているペットボトル	資源ごみ指定袋（緑色）	
小型家電製品		電気や電池、バッテリーを使用する製品（※家電4品目・パソコン除く）・コード類等	資源ごみ指定袋（緑色） ※指定袋に入らない物はそのまま排出	
容器・包装用プラスチック類		商品を包装していたプラスチック製容器やビニール袋	容器・包装用プラスチック類指定袋（黄色）	
その他プラスチック類		プラスチック製やビニール製の商品、色付きペットボトル等	その他プラスチック類指定袋（青色） ※指定袋に入らない物はそのまま排出	
有害ごみ		乾電池・蛍光管・ライター ビデオテープ・カセットテープ	半透明なビニール袋 ※蛍光管は、購入時の外装箱等も可	
陶磁器・ガラス・ゴム類		陶磁器・ガラス・ゴム類、電球、ポータブルトイレ、透析用バッグ等	陶磁器・ガラス・ゴム類指定袋（赤色） ※指定袋に入らない物はそのまま排出	

収集体制（令和8年3月現在）
----------------

分別区分		収集運搬	収集頻度	収集形態
可燃ごみ (半透明の指定袋)		直 営 委 託	週2回収集	光地域：戸別収集 ：ステーション収集 大和地域：ステーション収集
可燃粗大ごみ		直 営 委 託	月1回収集	ステーション収集 または戸別収集（予約制）
古紙類	新聞類	直 営 委 託	光地域：月1回収集 大和地域：月2回収集	ステーション収集
	雑誌類	直 営 委 託	光地域：月1回収集 大和地域：月2回収集	ステーション収集
段ボール	直 営 委 託	光地域：月1回収集 大和地域：月2回収集	ステーション収集	
古布類		直 営 委 託	光地域：月1回収集 大和地域：月2回収集	ステーション収集
びん・缶類 (緑色の指定袋)		委 託	月2回収集	ステーション収集
金属類 (緑色の指定袋)		委 託	月2回収集	ステーション収集
ペットボトル (緑色の指定袋)		委 託	月2回収集 ※令和8年4月より大和地域 も月2回収集となります。	ステーション収集
小型家電製品 (緑色の指定袋)		委 託	月1回収集	ステーション収集
容器・包装用 プラスチック類 (黄色の指定袋)		委 託	月4回収集	ステーション収集
その他 プラスチック類 (青色の指定袋)		委 託	月1回収集	ステーション収集
有害ごみ		委 託	月1回収集	ステーション収集
陶磁器 ガラス・ゴム類 (赤色の指定袋)		委 託	月1回収集	ステーション収集

※収集回数は基本回数であり、祝日等により回数が異なる場合があります。

本計画において処理対象外のごみ（市が収集しないごみ）

区分	ごみの種類	処理方法
パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ	メーカーに回収を依頼
家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	「家電リサイクル法」に基づきリサイクル
自動車（バイク）・ 自動車（バイク）部品	自動車（バイク）、自動車（バイク）の部品、タイヤ、ホイール、バッテリー、発煙筒等	販売店や専門の処理業者に依頼
船舶	FRP船	販売店や専門の処理業者に依頼又は「FRP船リサイクルシステム（一般社団法人 日本マリン事業協会）」に相談
在宅医療で発生する注射器等の感染性医療系廃棄物	注射筒・注射針・輸液点滴セット等	医療機関に回収を依頼
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物（業者が解体したブロックやコンクリートなどの産業廃棄物）</li> <li>・マルチフィルム（事業用）等</li> </ul>	産業廃棄物処理業者に依頼
適正処理困難ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発や火災の危険があるごみ（プロパンガスボンベ、灯油、消火器等）</li> <li>・有害性のあるごみ（農薬、ペンキ、バッテリー等）</li> <li>・破碎処理が困難なごみ（ピアノ、草刈機、農業用機械等）</li> </ul>	販売店や専門の処理業者に依頼
ごみではないもの	土・砂・石などの自然物	自然物は廃棄物ではないため、ごみとしては出せません

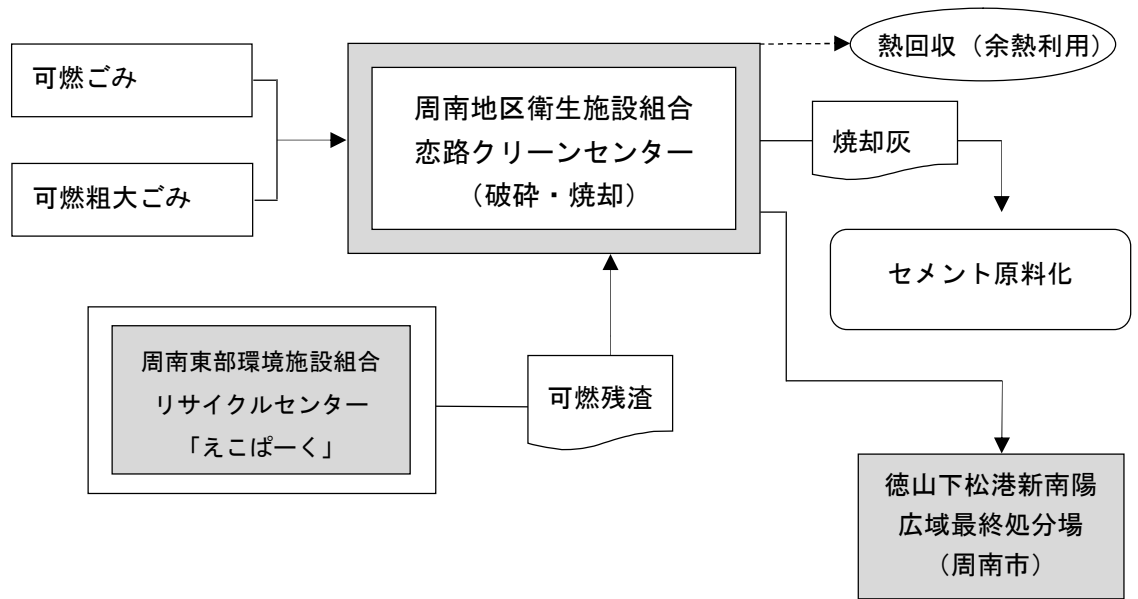
### 3 中間処理計画

#### 1 焼却施設・破碎処理施設（周南地区衛生施設組合 恋路クリーンセンター）

本市が収集した「可燃ごみ」と「可燃粗大ごみ」は、周南地区衛生施設組合が運営する恋路クリーンセンターで焼却処分をしています。

恋路クリーンセンターでは、焼却により発生する熱については熱回収を行い、焼却灰については、セメントの原料として再資源化をしています。今後も、施設との連携を図り、再資源化の推進に努めます。

恋路クリーンセンター処理フロー図



焼却施設の概要

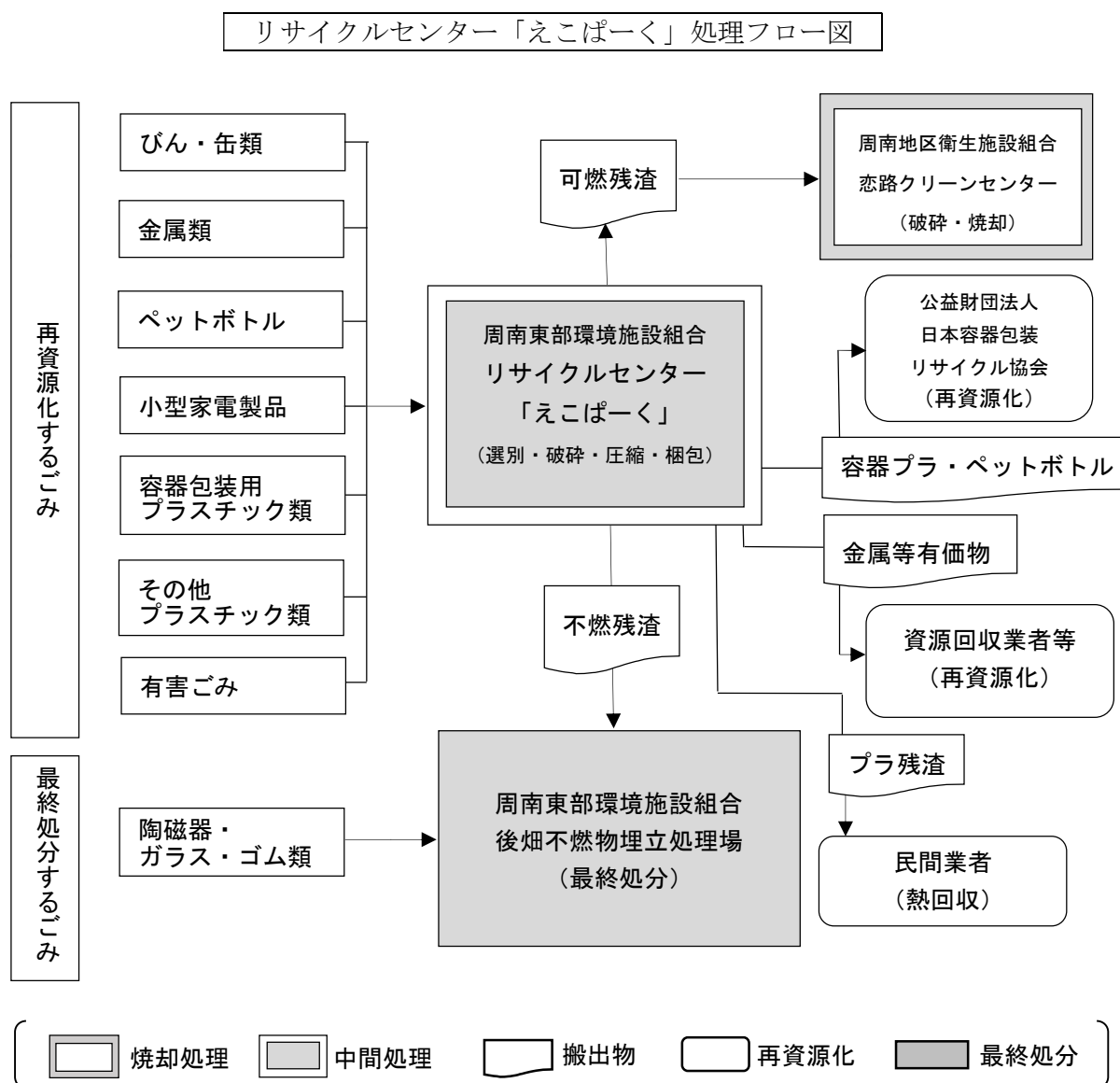
	項 目	施 設 概 要
1	施設名称	恋路クリーンセンター
2	処理主体	周南地区衛生施設組合
3	処理対象区域	光市・下松市・周南市
4	所在地	下松市大字河内 340 番地
5	供用開始	平成 7 年 10 月
6	敷地面積	約 13,000 m <sup>2</sup>
7	建物面積	管理棟 2,101 m <sup>2</sup> 工事棟 12,816 m <sup>2</sup> 計量棟・車庫棟 250 m <sup>2</sup>
8	炉形式	全連続燃焼方式（流動床式焼却炉）
9	処理能力	330 t（110 t / 24 h × 3 基）
10	発電設備	1,980 k w / h 併設
11	その他	焼却灰はセメントの原料として利用

可燃粗大ごみ破碎処理施設の概要

	項 目	施 設 概 要
1	施設名称	恋路クリーンセンター
2	処理主体	周南地区衛生施設組合
3	処理対象区域	光市・下松市・周南市
4	所在地	下松市大字河内 340 番地
5	供用開始	平成 7 年 10 月
6	処理施設	3 軸破碎機
7	処理能力	20 t / 5 h

## 2 中間処理施設（周南東部環境施設組合 リサイクルセンター「えこぱーく」）

本市が収集した「びん・缶類」「金属類」「ペットボトル」「小型家電製品」「容器・包装用プラスチック類」「その他プラスチック類」「有害ごみ」は、周南東部環境施設組合が運営するリサイクルセンター「えこぱーく」に搬入し、施設では破碎、選別、圧縮、梱包等の再資源化するための中間処理を行います。また、中間処理する際に発生した可燃性の残渣については、恋路クリーンセンターで焼却処分し、不燃性の残渣についても可能な限り再資源化に努め、最終処分品については、後畑不燃物埋立処理場で埋立処分します。





## 4 最終処分計画

本市が収集した「陶磁器・ガラス・ゴム類」と、リサイクルセンター「えこぱーく」から発生した不燃性の残渣は、後畑不燃物埋立処理場で最終処分します。

### 後畑不燃物埋立処理場の概要

	項目	施設概要
1	施設名称	周南東部環境施設組合「後畑不燃物埋立処理場」
2	処理主体	周南東部環境施設組合
3	処理対象区域	光市・下松市
4	所在地	光市大字岩田 1412 番地
5	供用開始	昭和 58 年 6 月
6	構造	準好気性最終処分場
7	埋立期間	第 1 期 昭和 58 年 6 月 ～ 平成 4 年 10 月 第 2 期 平成 4 年 11 月 ～ 第 3 期 平成 22 年 7 月 ～
8	埋立面積・容量	第 1 期 面積 13,500 m <sup>2</sup> 容積 106,100 m <sup>3</sup> 第 2 期 面積 22,000 m <sup>2</sup> 容積 178,000 m <sup>3</sup> 第 3 期 面積 5,600 m <sup>2</sup> 容積 132,000 m <sup>3</sup>
9	しゃ水設備	ゴムシート ( t = 1.5mm )
10	浸出水処理施設	建築面積 194 m <sup>2</sup> 構造 S C 造 処理能力 100 m <sup>3</sup> 処理方式 生物処理法 ( 回転円板 + 凝集沈殿 )

## 5 計画期間内の重点施策

### 基本方針1 ごみの発生・排出抑制の推進

#### 1 市民意識の向上

##### (1) 情報提供の充実

市広報やホームページ、ごみ収集カレンダーとごみ分別事典の内容充実を中心に、ごみ処理の現状や課題・問題点などを正しく理解するための情報を積極的に分かりやすく提供します。

また、若年層の多くが使用しているスマートフォン等で利用可能なごみ分別アプリの掲載品目の追加など、充実した情報を提供するよう努めます。

##### (2) 環境学習・啓発活動の推進

###### ア 環境学習（出前講座）の充実

幼稚園・保育園、小学校4年生を対象に、ごみの分別体験や塵芥車を活用した、ごみの積み込み体験など体験型の環境学習を実施し、中学生を対象に、文化祭等の学校行事を活用した、環境学習を実施しています。

また、各自治会や各種団体を対象としたごみの分別や出し方に関する出前講座など、引き続き、各世代に応じた取組みを実施し、市民意識の向上を図ります。



小学4年生を対象とした環境学習



幼稚園・保育園を対象とした環境学習

## イ ごみ処理等の施設見学の実施

家庭から排出されたごみの処理について理解を深めるため、ごみ処理施設を見学するツアーを実施し、幅広く環境問題を捉える機会を提供し、市民の環境意識の高揚に努めています。今後も、施設見学を実施しようとする市民団体の支援に努めます。



リサイクルセンター「エコぱーく」  
(分別体験の様子)



恋路クリーンセンター  
(施設見学の様子)

## ウ 各種イベント等を活用した啓発活動の推進

環境問題に対する市民意識の高揚を図ることを目的に、各種イベント等を活用し、積極的な啓発活動の推進に努めます。



「ひかりふるさとまつり」にて  
フードバンクポスト設置

## エ 市民へのごみの出し方の周知徹底

平成 28 年 5 月に実施しました「ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査」の結果から、ごみの出し方について誤解されている場合が多々あることが伺えます。このことから、今後も、周知・啓発方法を工夫しながらごみの出し方の徹底に努めます。

## 2 推進体制の整備

### (1) 地域における推進体制の確立

3R運動を推進するためには、地域を主体とした取組みが重要であることから、快適環境づくり推進協議会と連携のもと、各コミュニティセンターや自治会を単位とした体制づくりを支援し、地域住民の自主的な取組みの促進を図ります。

### (2) ごみ減量等推進委員制度の充実

ごみ減量等推進委員会議については、ごみ処理方法の変更やごみ処理の現状などの情報提供を行うとともに、地域からの意見を聴取しています。今後も、委員と連携を図りながら、各地域での課題や問題等を整理するとともに、地域と一体となり、問題点の解決に向けた取組みを進めます。



ごみ減量等推進委員会議の様子

### 3 ごみの発生抑制・再使用の促進

#### (1) 「ごみを発生させない運動」の推進

資源物の店頭回収推進など、全県的に容器包装廃棄物削減に向けた取組みを進め、本市においても「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」の取組みに参加するなど「ごみを発生させない運動」の推進に努めます。

さらに、エコショップ認定制度の充実による事業者の自主的な取組みの促進、支援に努めます。

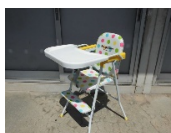
#### (2) 生ごみの水切りの徹底

生ごみの中に多く含まれている水分を減らすことは、ごみ減量に大きく影響してくることから、各種機会を活用した啓発活動などに努めます。

#### (3) 不用品交換システムの充実

家庭で不用となった使用可能な生活用品の提供又は希望する者の情報交換の場を提供する「リユースネットひかり」、子ども用品に特化した「リユースキッズひかり」や、光市・下松市で開催されるフリーマーケット情報を市ホームページで紹介する「フリマネットひかり」を実施します。今後も、制度の周知に努め、さらなる不用品の有効利用の促進を図ります。

【リユースネットひかり・リユースキッズひかりの提供品（一部）】



## 基本方針2 ごみの再資源化の推進

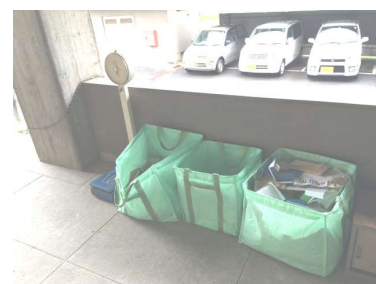
### 1 各種リサイクルの推進

#### (1) 生ごみのリサイクルの推進

可燃ごみの約 60%を占める生ごみの減量化に向けた取組みとして、家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度を継続するとともに、出前講座等を活用して補助制度の周知に努めます。

#### (2) 雑がみ類の再資源化の促進

再資源化可能であるにもかかわらず多くが焼却処分されている「雑がみ類」のリサイクルを推進するため、各種会議やイベントでPRに努めます。また、オフィスリサイクルを促進するため、引き続き、出先機関も含めた市役所の各課に雑がみ回収箱を設置し、定期的に回収します。



本庁裏の雑がみ回収ケース

#### (3) 容器・包装用プラスチック類の分別の適正化促進

「えこぱーく」で年に一度実施している分別精度検査で適正品の重量から適正率を算出し、分別の異なる写真と併せて周知することで、適正率の向上を促進します。

#### (4) 焼却灰のセメント原料化の継続

恋路クリーンセンターでの焼却処分後の焼却灰については、セメントの原料として再資源化を行います。

## 2 資源回収団体の支援

自治会や子ども会が実施する資源回収活動の支援を継続するとともに、資源回収が行われていない地域に対する普及啓発に努めます。

### 資源回収奨励金交付制度

- 対象

自治会や子ども会などの資源回収登録団体が行う資源回収に対し、その回収量に応じて回収団体に奨励金を交付します。

- 奨励金額

回収量 1 kgあたり 2 円（ただし、「雑がみ類」は 1 kgあたり 5 円）

※ビン類は種類別にkg換算

### 資源回収活動への車両貸出制度

- 内容

資源回収登録団体が行う資源の集団回収活動を支援するため、市の車両（軽四トラック 2 台）を無料で貸し出します。

（土・日及び祝日・年末年始で市のごみ収集がない日に限る）



## 基本方針3 ごみの適正処理の推進

### 1 収集・処理体制の充実

#### (1) 超高齢社会に対応した新たな収集体制の確立

高齢者によるごみ出しについては、ごみ出しが困難な高齢世帯の増加が想定されるものの、それに対する十分な支援が行われていない状況です。

引き続き、粗大ごみ等の「ふれあい訪問収集」を実施するとともに、玄関先などからごみを収集する「ごみ出し支援」等について調査、研究を行います。

#### (2) 事業系一般廃棄物の収集体制の見直し

事業所から排出される廃棄物は、本来、事業者の責任において処理することが原則です。

廃棄物に対する事業者の責任を明確し、事業系一般廃棄物の適正処理を計画的に行います。

### 2 「市が収集しないごみ」の処理体制の確立

市では処理できない「適正処理困難ごみ」等について、その処分先や処分方法を把握し、再生事業者や販売店等と連携して、処理ルートを確立するとともに、市民に対して、市広報やホームページを活用し広く情報の提供を行います。

## 6 市民・事業者・行政の協働体制の確立

### 1 市民の役割

市民は、排出者責任に基づき、家庭ごみの排出抑制及び再資源化に向けて、消費者としての選択に際して、単に消費の必要性だけでなく、環境保全を考慮することによって、生産・流通の構造を変えていかなければならないことを認識し、また、ごみの排出者として、率先してごみの発生・排出抑制に取り組む必要があります。

そのためには、大量消費や使い捨て型ライフサイクルを見直し、家庭からごみとして出さなくて済むよう配慮した商品の選択や、過剰包装の拒否及び調理の工夫等により、出来る限りごみを発生させないライフスタイルに改善していく必要があります。

また、再資源化を促進させるため、そのまま使用可能な物は何度も使用することを心がけ、どうしてもごみになる物については、ごみを正しく分別して、分別収集に協力します。

### 2 事業者の役割

事業者は、拡大生産者責任に基づき、やがて廃棄物となる商品を製造販売する主体であることを意識し、その事業規模に関わらず、環境及び資源の問題に配慮した事業活動を行うとともに、地域の一員としての役割を果す必要があります。

また、事業者は、排出者責任に基づき、自らの責任で発生・排出抑制、再資源化の促進、適正処理等に取り組むことが求められています。

### 3 行政の役割

市は、ごみの発生・排出抑制、再資源化及び適正処理の推進のために必要な諸施策を立案し、総合的かつ計画的に実施するとともに、市民・事業者の自主的な活動を支援します。

また、ごみを排出する一事業所として、市役所内で3R推進体制を強化し、ごみの発生・排出抑制や再資源化に取り組みます。

# 第3章 生活排水処理実施計画

## 1 基本方針

第3次光市総合計画の目指すまちの姿である「ゆたかな社会～人が輝き やさしさつながる 幸せ創造都市 ひかり～」、また第2次光市一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「人と自然が共生する 循環型社会推進都市 ひかり」を実現するために、基本計画と同様、「生活排水処理施設における整備の推進」、「し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進」、「市民への普及啓発活動の推進」を基本方針とし、各種施策を展開します。

ゆたかな社会～人が輝き やさしさつながる 幸せ創造都市 ひかり～

第3次光市総合計画の目指すまちの姿



人と自然がゆたかに調和する 持続可能な環境都市 ひかり

第3次光市環境基本計画の目指すべき環境像



人と自然が共生する  
循環型社会推進都市 ひかり

### 【基本方針1】

生活排水処理施設における整備の推進

### 【基本方針2】

し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

### 【基本方針3】

市民への普及啓発活動の推進

## 2 生活排水処理計画

公共下水道の整備の推進、並びに浄化槽設置の促進により、生活雑排水未処理世帯の水洗化に努めます。

水洗化人口の実績と予測

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (予測)	令和8年度 (予測)
公共下水道区域内人口 (人)	39,854	39,259	38,466	38,122
水洗便所設置済人口 (人)	39,241	38,872	37,739	37,432
合併処理浄化槽人口 (人)	3,572	3,579	3,720	3,736
合 計 (人)	42,813	42,451	41,459	41,168

※ 本計画策定時点では、令和7年度の公共下水道人口と合併処理浄化槽人口が確定していませんので、予測値を記載しています。

公共下水道によって収集された生活排水を処理する終末処理場の概要

項 目	施 設 概 要	備 考
名 称	周南流域下水道浄化センター	
所 在 地	光市大字浅江字懸山 10929 番地の 125	
敷地面積	14.0ha	
設計水質	BOD 200 SS 200	(mg/l)
計画放流水質	COD 30 以下 全窒素 25 以下 全リン 4 以下	(mg/l)
処理方法	標準活性汚泥法	
処理開始	昭和 61 年 10 月	
処理能力	34,000m <sup>3</sup> /日	
放 流 先	瀬戸内海 光地先海域	

### 3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

#### 1 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者により収集を行うこととし、深山浄苑に全量搬入します。

##### し尿及び浄化槽汚泥に係る収集運搬許可業者

許可業者	所在地	収集区分
光環境整備株式会社	光市浅江七丁目 15 番 10 号	し尿及び浄化槽汚泥
有限会社大和清掃興業	光市大字塩田 3153 番地	し尿及び浄化槽汚泥
熊谷興業株式会社	光市光井九丁目 8 番 36 号	し尿及び浄化槽汚泥

#### 2 中間処理計画

深山浄苑に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、適正な処理を行い、処理水は瀬戸内海に放流するとともに、し渣及び脱水ケーキは焼却処分し、焼却灰は委託により有効利用を図ります。

##### 処理施設の概要

項目	施設概要	備考
名称	光市深山浄苑	
所在地	光市大字浅江 3341 番地 2	
計画処理能力	38kl/日	
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式	
供用開始	平成 11 年 4 月	

※ 平成 30 年 7 月豪雨災害により、深山浄苑の稼働を休止しているため、緊急措置として、令和 8 年 3 月末現在、し尿については、下松衛生センター、浄化槽汚泥については、周南浄化センターへ搬入し処理しています。

なお、し尿等の処理については、下水道施設において、下水とし尿等の共同処理を行うため、し尿等受入施設（処理能力：36kl/日）の整備を進めています。